



栃木県公報

平成30(2018)年
6月19日(火)
号 外
第 33 号

目 次

企 業 局

○栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部改正..... 1

企 業 局

栃木県公営企業訓令第3号

本 庁
発電管理事務所

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年六月十九日

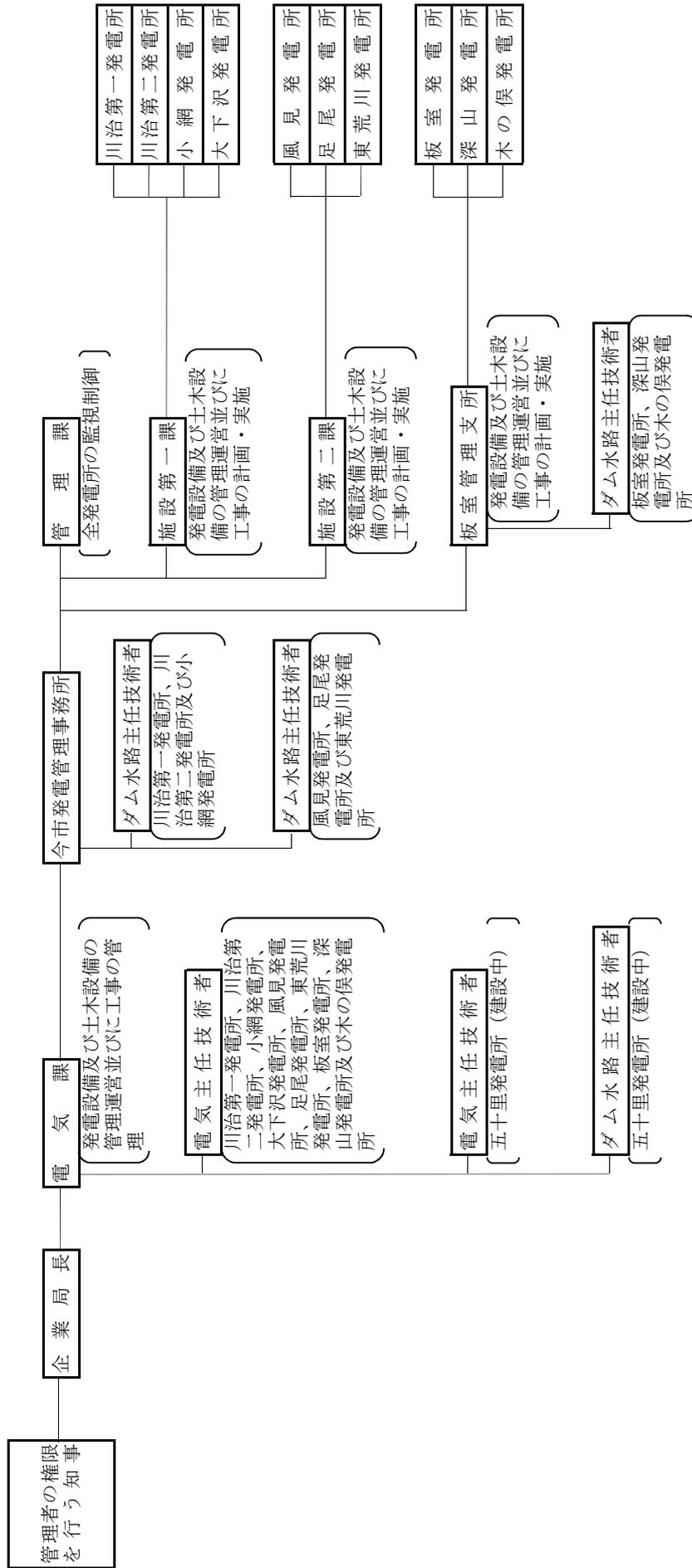
栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和六十一年栃木県公営企業訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第4条関係) 保安に関する組織及び事務分掌



印は保安関係組織を示す。
 [] 印は保安に関する事務分掌の概要を示す。

附 則

以上の趣旨は、平成三十一年六月十一日から施行する。

（趣旨）